

令和4(2022)年

改正 公益通報者保護法

勤務先の不正を通報した人を保護する法律

6.1^水
施行

勤務先で不正 どうすれば…



事業者は**体制整備**を



通報者に**安心**を

公益通報者保護法

改正の ポイント

POINT 1

事業者の体制整備の
義務化

- 事業者内の「**通報窓口の設置**」
- 通報者の「**不利益な取扱いの禁止**」

POINT 2

事業者の内部通報担当者に
守秘義務

- 違反した場合
30万円以下の罰金(刑事罰)

改正 公益通報者保護法

令和4(2022)年

6/1

水

施行

「公益通報」とは何ですか？

企業などの事業者による一定の違法行為を、労働者（パートタイム労働者、派遣労働者や取引先の労働者などのほか、公務員も含まれます）・退職後1年以内の退職者・役員が、不正の目的でなく、組織内の通報窓口、権限を有する行政機関や報道機関などに通報することをいいます。

「公益通報者」はどのように保護されますか？

事業者が、公益通報をしたことを理由として労働者などを解雇した場合、その解雇は無効とされます。

また、解雇以外の不利益な取扱い（降格、減給、退職金の不支給等）も禁止されます。

また、事業者は、公益通報によって損害を受けたとして、公益通報者に対して損害賠償を請求することはできません。

今回の改正では、特に何がポイントですか？

- 事業者の体制整備の義務化
 - ・事業者内の「**通報窓口の設置**」
 - ・通報者の「**不利益な取扱いの禁止**」など
- 事業者の内部通報担当者に**守秘義務**
 - ・違反した場合、**30万円以下の罰金(刑事罰)**
- 「公益通報者」として保護される範囲の拡大
- 保護される「通報対象事実」の範囲の拡大



制度に関するご相談は

公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)まで

☎ 03-3507-9262 (平日9:30~12:30、13:30~17:30)

